



広報

おみいた

No.287

2022.5

子の健やかな成長を願い、
大空を泳ぐ！



文理大学包括協定締結	2
人事異動	3
会計年度任用職員募集	4
上板町子ども家庭総合支援室開設	9

徳島文理大学と包括的連携に関する協定を締結しました

3月23日(水)に、徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部（徳島市）と「上板町と徳島文理大学との包括的連携に関する協定」を締結しました。

この協定の締結により、上板町と徳島文理大学が様々な分野において連携強化を図り、双方が持つ知的・人的資源等を活かして、活力ある地域社会の形成に寄与することを目指します。



健康推進課 栄養士
元木香里

管理栄養士として、上板町の皆様の、健康の保持・増進に向けてこれから業務を行っていく所存です。待ちの姿勢ではなく、常に周囲に目を向けて、一つ一つの事柄に丁寧かつ迅速に対応していきたいと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。



企画防災課 主事補
鎌田航平

上板町の職員として自覚と責任を持ち、「町民の皆様のために」をモットーに日々の業務に取り組んでいきます。一日でも早く町民の皆様のお役に立てるよう、精進して参りますので、よろしくお願い致します。



人事異動

(三月三十一日付退職者)

松島小学校

主任校務員 長濱 明子

出納室

主査 岩野 節子

企画防災課

主事 井出 拓郎

(四月一日付異動者)

理事 東 浩三
(総務課長)

総務課

課長 廣澤 充宏
(総務課長)

課長補佐 山下 由美
(民生児童課課長補佐)

企画防災課

主事 和田 将揮
(建設課主事)

主事補 鎌田 航平
(新規採用)

住民人権課

課長 乾 成二
(学校給食センター所長)

主事 鈴江 麻由
(総務課主事)

主事 佐藤 恵
(企画防災課主事)

税務課

課長 栗尾 克彦
(教育委員会事務局)

主事 角瀬 颯汰
(徳島県市町村課派遣)

主任※再任用 尾澤 勝

民生児童課

主幹 湊 義明
(環境保全課主幹)

主事 宮本 貴仁
(税務課主事)

主事 下藤 克真
(教育委員会事務局主事)

子ども家庭支援員 小西 由希也
(さくら保育所保育士)

健康推進課

課長 廣野 毅
(住民人権課長)

保健相談センター所長 村田 幸子
(健康推進課保健師主幹)

栄養士 元木 香里
(新規採用)

主任※再任用 福井 一生
(健康推進課主任)

建設課

技手※再任用 岡本 勝彦
(建設課技手)

出納室

室長補佐 花補佐 光代
(住民人権課課長補佐)

さくら保育所

主任保育士※再任用 尾崎 佐江子
(さくら保育所主任保育士)

主任保育士※再任用 尾澤 和代
(さくら保育所主任保育士)

主任保育士※再任用 平山 和代
(さくら保育所主任保育士)

局長補佐 森 猛
(教育委員会事務局局長補佐)

議事事務局

局長補佐 森 猛
(教育委員会事務局局長補佐)

教育委員会事務局

事務局長 坂東 英之
(健康推進課長)

主幹 中井 弘典
(議事事務局主幹)

主事 佐古 幾美
(住民人権課主事)

学校給食センター

所長 切原 潤
(民生児童課主幹)

松島小学校

校務員※再任用 大塚 崇子
(上板中学校校務員)

松島幼稚園

副主任教諭 板東 恵美
(東光幼稚園副主任教諭)

神宅幼稚園

教諭 上野 紗矢香
(高志幼稚園教諭)

東光幼稚園

教諭 西浦 英美
(神宅幼稚園教諭)

徳島県地方創生局派遣

主事 吉田 了尉
(民生児童課主事)

情報公開・個人情報開示の実施状況

上板町情報公開条例第28条及び上板町個人情報保護条例第50条の規定により、令和3年度における情報公開実施状況及び個人情報保護制度運用状況について、次のとおり公表します。

情報公開実施状況

実施機関	請求件数	公開	部分公開	非公開	拒否
町長	10件	4件	4件	1件	1件
合計	10件	4件	4件	1件	1件

個人情報開示請求の状況

	請求件数	開示	部分開示	不開示
合計	0件	0件	0件	0件

● お問い合わせ ● 上板町役場 総務課 ☎088-694-6801

令和4年度 上板町会計年度任用職員募集案内

上板町において、令和4年度に業務に従事する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは、1会計年度（4月1日から翌年3月31日）を最長の任期とする非常勤の地方公務員です。

募集職種

事務補佐員、相談員

■資格 普通運転免許を有する者等

保育士、幼稚園助教諭、預かり保育補助員、特別支援教育支援員

■資格 応募する職種に必要な資格・免許及び普通運転免許を有する者等（「預かり保育補助員」については幼稚園助教諭免許または保育士資格を有する者、「特別支援教育支援員」については小学校又は中学校の教員免許を有する者又は特別支援を要する児童生徒への支援業務経験を有する者が望ましい。）

※登録に際し、年齢要件はありません。

勤務日数及び時間

原則1日7時間30分（休憩60分）、週5日間、計37時間30分以内の勤務

休日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

※配属場所により、始業時間や終業時間、休憩時間、休日が異なる場合があります。

※保育士及び幼稚園助教諭については、原則1日7時間45分（休憩60分）、週5日間、計38時間45分の勤務となります。

申込み方法

令和4年度上板町会計年度任用職員登録申込書と運転免許証（写し）を総務課に提出してください。保育士、幼稚園助教諭等、資格・免許を必要とする職種については、資格証または免許状（写し）も添付してください。

令和4年度上板町会計年度任用職員登録申込書は総務課で入手してください。上板町ホームページからも印刷できます。

募集職種、職務の内容、資格要件、勤務条件等について詳細は、上板町ホームページをご確認ください。

基本的な勤務条件

報酬：

月額で支給します。
期末手当、通勤に係る費用等：一定の条件を満たす場合は支給対象となります。

社会保険等：

任用期間や勤務時間等の一定の条件を満たす場合、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・公務災害（勤務場所により労災保険）の適用があります。

採用方法

登録申込書を提出されると、上板町会計年度任用職員登録者名簿に年度内登録します。

登録者の中から書類選考を行い、選考通過者の面接を実施し、採用者を決定します。

任期は、令和5年3月31日までですが、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用する場合があります。

令和4年度 障がい者を対象とした上板町会計年度任用職員募集案内

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者の雇用の促進を図ることを目的として、障がい者を対象として募集するものです。

■ 資格

次の要件をいずれも満たすことが必要です。

- 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者
- 身体障害者手帳、養育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者（申込日において有効であることが必要）

■ 勤務日数及び時間、勤務条件、申込み方法、採用方法等

上段の会計年度任用職員募集案内に記載のとおりですが、令和4年度上板町会計年度任用職員登録申込書に身体障害者手帳等の写しを添付してください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 総務課 ☎088-694-6801

上板町国民健康保険加入の皆様へ

人間ドック・脳ドック助成事業のご案内

上板町国民健康保険では、国保の被保険者を対象に人間ドック・脳ドック助成事業を実施します。

普段の生活習慣の中で蓄積され、自覚症状がすぐに現れない生活習慣病などを早期に発見し対策するためには、定期的に健康診断を受けることが最も有効な手段です。

自分の健康状態をチェックし、疾病の早期発見、早期治療に努めましょう。



右の要件を**全て満たす方**は
人間ドックまたは脳ドックの
受診を申込みことができます



- 上板町国民健康保険に加入している方
- 年齢が35歳以上の方
- 国民健康保険税を完納している世帯の方
(脳ドックのみ)
- 令和3年度に脳ドックの助成を受けていない方

日帰り人間ドック

人間ドックは、一般的な健康診断と比較して、より詳細な検査を行うことができます。普段気がつきにくい病気や臓器の異常、健康度などをチェックします。

実施期間 令和4年8月～令和5年1月

実施機関

- ・ 公益財団法人とくしま未来健康づくり機構 (徳島県総合健診センター)
- ・ 鳴門病院 健康管理センター
- ・ 徳島県農村健康管理センター

自己負担 18,425円

(特定健康診査受診券※を
お持ちの方は11,145円)

定員 180名



脳ドック

脳ドックは、一般的な健康診断に加えて、頭部MRI、MRA検査を行います。脳卒中をはじめとした脳の病気になる危険な兆候を見つけることができます。



実施期間 令和4年12月、令和5年1月

実施機関 鳴門病院 健康管理センター

自己負担 26,190円

(特定健康診査受診券※を
お持ちの方は18,910円)

定員 15名

(申込みが定員を超えた場合は抽選)

※特定健康診査受診券は上板町国民健康保険に加入している40歳～74歳の方に対して7月上旬に送付されます。

申込み方法

「上板町国民健康保険人間ドック等受診申込書」に必要事項を記入のうえ、**5月31日(火)**までに上板町役場健康推進課へご提出ください。

申込書は上板町役場健康推進課窓口と上板町ホームページで取得することができます。

● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに、生活・暮らしの支援が受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付します。

1. 対象世帯

基準日（令和3年12月10日）において、上板町の住民基本台帳に記録されている者で構成される世帯であり、次の（1）または（2）に該当する世帯とします。ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりません。

（1）住民税非課税世帯

世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

※未申告の方は、令和2年分の所得の申告をすることで、対象となる場合があります。

申告の後、世帯全員が非課税となりましたら、申請にお越しく下さい。なお、未申告の方のいる世帯で、その方が非課税となった場合に対象となる世帯については、3月中旬頃ご案内をさせていただいております。

（2）家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯。

給付金の受け取りには申請が必要です。

2. 支給額

1世帯当たり一律 10万円

※1回限り。また（1）住民税非課税世帯と（2）家計急変世帯の重複支給はできません。

3. 申請方法・支給時期（受付期限：令和4年9月30日まで）

（1）住民税非課税世帯

■支給手続き方法

<確認書の返送によるお手続き>

本町の税情報上、対象と思われる世帯には上板町から確認書をお送りしております。

確認書には特別定額給付金（10万円）の際にお伺いした口座を記載しておりますので、変更がないかご確認いただき、確認書を返送してください。

<申請によるお手続き>

基準日（令和3年12月10日）時点で上板町に住所のある、未申告の方や令和3年1月2日から令和3年12月9日までに転入された方のいる非課税世帯に対し、令和4年3月中旬に申請案内を送付させていただいております。

基準日時点における世帯主の方がこの手続きの申請者となります。

同封の案内書類をご確認の上、必要書類を持って申請にお越しく下さい。

※ただし、未申告の方のいる世帯は、その方の所得の申告をした上で世帯全員が“非課税”となった場合に申請ができます。

転入された方のいる世帯は、世帯における転入された方全員の非課税証明書の添付が必要となります。揃わない場合は申請が出来ませんので、ご注意ください。

■支給時期

申請後、内容に不備等がなければ、支給決定から1ヶ月程度でご指定の金融機関口座にお振込いたします。

(2) 家計急変世帯

■支給手続き方法

申請時点で住民登録のある市区町村へ申請が必要となります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降の収入に影響を受けた方がおり、個々の世帯員全員が、それぞれ住民税非課税水準（※下記参照）になる世帯が対象です。

給付金を受け取るには、申請が必要です。下記の表を参照いただき、対象となる場合は個別に対応させていただきますので、詳しくは、民生児童課にお問い合わせください。

<非課税相当収入限度額の早見表>

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合 ※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用。	204.3万円

- ・令和3年1月から令和4年9月の間の、任意の一か月の収入を年収に換算して判定します。（ただし、令和4年1月以降分。令和3年中の収入減少については、令和3年分の申告内容の確認が必要となります。）
- ・収入の種類は給与、事業、不動産、年金の4種類です。
※非課税の公的年金等収入（遺族・障害年金）などは含みません。
※非課税相当水準の収入は世帯構成により異なります。
※収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。
- ・申請時点の世帯状況で、令和3年度分住民税が課されている世帯員全員の各々の収入について判定します。
※影響を受けた方を含め、世帯の全員が非課税相当になる場合が対象となります。
※一度、支給を受けた世帯に属する者を含む世帯は対象になりません。
※基準日（令和3年12月10日）に同一世帯だった親族が基準日以降に別世帯として同一住所に住民登録した場合（世帯分離）は同一世帯とみなします。その場合、給付金の受給権者は原則として世帯分離前の世帯主となります。

■支給時期

申請後、内容に不備等がなければ、支給決定から1ヶ月程度でご指定の金融機関口座にお振込いたします。

4. DV(ドメスティック・バイオレンス)等避難中のため、上板町にお住まいの方

- ・DV等避難中のため、現在、上板町にお住まいの方も、住民票の有無にかかわらず、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給できる可能性があります。
- ・給付金を受給するためには、上板町での手続きが必要です。詳細については下記お問い合わせ先までご連絡ください。

5. 「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」を装った詐欺について

申請内容に不審な点や、添付書類に不備があった場合、上板町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。不審な電話がかかってきた場合は、すぐに上板町民生児童課または最寄りの警察にご連絡ください。

お問い合わせ先

- ◇内閣府コールセンター（制度に関するもの）
電話番号：（フリーダイヤル）0120-526-145
受付時間：午前9時から午後8時まで（土日祝を除く）
- ◇上板町役場 民生児童課（支給に関するもの）
電話番号：088-694-6811



令和4年度 後期高齢者健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。

「健康診査受診券」が届いた方は、必ず受診しましょう。

対象者

※長期入院、施設入所等の方及び令和4年10月以降に後期高齢者医療制度に加入の方は、対象外です。

1 申込みしなくても受診券が届く方

- ① 令和3年10月1日から令和4年9月30日までの新規加入者（75歳になった方など）
※令和4年10月1日以降に後期高齢者医療制度に加入予定の方は、加入前の健康保険の特定健診を受診してください（市町村国保の場合は、受診券の有効期限を確認して、期限内に受診してください）。
- ② 令和3年度に後期高齢者健康診査受診券で健診を受診された方
※広域連合が受診を確認できた方に限ります。
- ③ 生活習慣病と診断されていない方
※生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化等があります。

2 申込みにより受診券が届く方

上記①②③以外の方で受診を希望する方

※生活習慣病と診断されている方でも、申込みにより健診を受診できます。

【申込期間】 6月中旬から12月中旬まで

【申込先】 上板町健康推進課窓口に備付けの健康診査申込書でお申し込みください。

受診券送付時期

6月中旬から12月中旬まで（加入時期や申込時期に応じて送付）

受診費用

無料

受診期間

「健康診査受診券」を受け取られたときから令和4年12月末まで

健診項目

身体計測、血圧測定、血液検査（貧血検査含む）、尿検査、心電図検査、眼底検査
※市町村国保の特定健診と同じ項目です。
※眼底検査は、医師の判断により検査が必要な方のみ実施します。
※がん検診は、お住まいの市町村へお問い合わせください。

予約

受診する医療機関に事前予約が必要

持参するもの

健康診査受診券・後期高齢者の質問票（受診券に同封しています）・被保険者証

後期高齢者医療制度健康診査に関するお問い合わせ先

- ・徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
徳島市川内町平石若松78番地1 ☎088-677-3666
- ・上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810



かみ いた ちょう こ か てい そう ごう し えん しつ 上板町子ども家庭総合支援室

上板町では、令和4年4月1日から、上板町役場の保健相談センター内に「上板町 子ども家庭総合支援室」を開設いたしました。

支援室では、0歳～18歳までの子どもと子どもを養育する家庭及び妊産婦に対して、子どもの適切な養育や健やかな成長を図るために、子どものこと、家庭のこと、児童虐待かもしれないといった相談など子どもや子育てに関することに対応します。また、相談内容により関係機関と連携し関係機関との連絡や利用調整を行います。

困ったとき、話したいとき、お気軽にご相談ください。専門の子ども家庭支援員が対応いたします。

対象	0歳から18歳までの子どもとその家庭（保護者など）及び妊産婦 など
場所	上板町保健相談センター内（上板町役場西側）
相談日時	毎週月曜日から金曜日（祝日、年末年始は除く） 午前8時30分から午後5時まで
相談内容	子どもの養育や児童虐待に関することや家庭内の心配事や悩みを、相談者様と共に考えてまいります。 子どもが言うことを聞いてくれない。 近隣の家から怒鳴り声や子どもの泣く声が頻りに聞こえてくる。 家族から暴言や暴力を受けている。 お父さんやお母さんの喧嘩を見るのがつらい。 など、
相談方法	○来所相談 … ゆっくりと相談されたい場合は、事前にお電話でご予約をお願いいたします。 ○電話相談 … 電話番号：(088)694-6811（民生児童課に繋がります）（内線 816）
連携機関	○要保護児童対策地域協議会 ○庁内の関係部署（民生児童課・保健相談センターなど） ○子育て世代包括支援センター ○上板町・子ども若者相談支援センター「あい」 ○児童相談所 ○そのほか、連携が必要と思われる機関 など、必要に応じて連携します。



● お問い合わせ ● 上板町民生児童課 ☎088-694-6811

かみいた健康けん玉教室

開催日時：5月12日(木) 午前10時～午前11時30分(初回)

定員 15名 / 会場 上板町老人福祉センター 集会室

R4年5月より
介護予防の新講座が
月1回スタート!

【事前予約制】【参加無料】

去年、開催し好評を博した「けん玉体験」が、月1回の「けん玉教室」としてR4年5月よりスタートします。コロナ禍で活動が制限される今、自宅でも場所を取らずにできる手軽さもあり、「けん玉」の人气が再び高まっています。昔は子どもの玩具であったけん玉も、現在はスポーツ、そして競技へと進化を遂げ、全国各地で大会が開催されているほどです。

また、近年ではフレイル（虚弱状態）予防として注目され、手首や腕だけでなく、膝や腰を使うことで健康促進や、認知症予防にも効果的です。「けん玉で健康！」をテーマに色々な技のレベルアップより「健康のためにけん玉をする！」を最優先に簡単な技で音楽に合わせた運動や面白い技で脳の活性化・認知症予防・運動不足解消を体験してみましょう！

【当日は貸し出し用のけん玉をご用意しています】【椅子を利用することも可能です】



かみいた健康けん玉教室スケジュール

5月12日 6月2日 7月21日 8月4日
9月1日 10月6日 11月10日 12月1日
1月5日 2月2日 3月2日

※日程変更の場合がありますので詳しくは上板町社会福祉協会へお問合せください。



講師：公益社団法人日本けん玉協会徳島県支部
健康けん玉指導員 中西 浩二

〈問い合わせ・申込先〉
上板町社会福祉協議会 ☎088-694-6155

ゆかりのまち提携20周年記念誌の配布について



ゆかりのまち提携20周年を記念し、石垣市との縁や、これまでの交流をまとめた記念誌が完成しました。
上板町民を対象に次の要領で配布いたします。

【記念誌配布要領】

- 配布対象者：上板町民（町内の事業所を含む。）
配布予定数：400冊（先着順）
配布期間：令和4年5月2日から令和4年9月30日まで
（役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）
配布方法：役場企画防災課窓口での配布
配布条件：ゆかりのまち提携に関する簡単なアンケートへの回答が配布の条件となります。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

「ごみゼロの日」

キャンペーンの実施について

5月30日は「ごみゼロの日」です。

次のとおり「拾った私は、ごみを捨てない」を合い言葉に、「ごみゼロの日」キャンペーンを実施します。
環境美化の輪を広げ、ポイ捨てのないきれいな上板町を目指しましょう。

記

●実施期間

令和4年5月30日(月)を中心に5～6月の都合の良い日に実施してください。

●実施内容

- ①身近な場所のごみ拾いを行ってください。(例：通勤・通学路、自宅・職場周辺など)
- ②拾ったごみは分別し、収集日にごみステーションに出してください。

※支部単位での「ごみゼロの日」キャンペーンの取り組みは支部助成金の対象となります。

※拾ったごみの処理方法等ご不明な場合は、環境保全課までお問い合わせください。



次回の大型ごみ 引取り日時

6月8日(水)
午前9時～午後4時

引取り場所：上板町リサイクルセンター（役場西隣）

※引取りには、大型ごみ1品につき「大型ごみシール」が1枚必要です。

● お問い合わせ ● 上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

合併処理浄化槽の普及促進に向け、支援を強化しています。

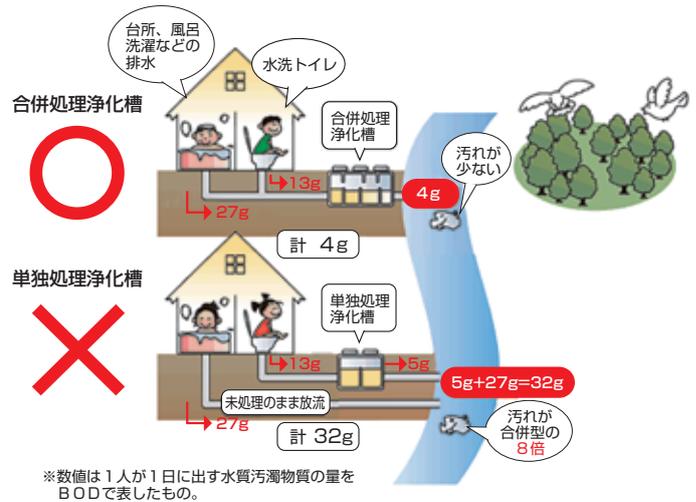
合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽や汲取り槽は、トイレの排水対策として有効ですが、台所、浴室、洗面所等の排水を浄化することはできません。

合併処理浄化槽は、下水道のような大規模生活排水処理施設と比べ、短期間で設置でき処理能力も有しているため、河川や水路の水質保全をはじめ、快適な生活環境を実現するための有効手段です。

町では、農業集落排水事業区域を除き、合併処理浄化槽への転換を推進しています。

なお、浄化槽法の改正により、平成13年4月からは浄化槽設置の際には、原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることとなっています。



合併処理浄化槽設置補助

町では、生活排水対策として、新たに合併処理浄化槽を設置した方（新設）、及び単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽へ切り替えられる方（転換）に対して、補助金を交付しています。

なお、単独処理浄化槽及び汲取り槽を全撤去した場合、右記のとおり撤去費用についても補助を実施しています。

本町の「汚水処理人口普及率」の向上を図るためにも、補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換を進めましょう。

●合併処理浄化槽設置補助

人 槽	新設(補助限度額)	転換(補助限度額)
5人槽	169,000円	332,000円
7人槽	207,000円	414,000円
10人槽	276,000円	548,000円

●撤去費補助

区 分	補助限度額
単 独 槽 撤 去	90,000円
汲 取 り 槽 撤 去	90,000円

◎受付期間：令和4年4月1日～令和4年11月30日

なお、補助予定基数に達した場合は、受付期間の終了日前でも受付を締め切る場合があります。また、受付期間終了時に補助予定基数に達していない場合、工事完了予定日を考慮した上で受付する場合があります。

詳細については、上板町役場 環境保全課（☎694-6813）までお問い合わせください。

生ごみ処理容器等でごみの減量化に取り組みませんか

家庭用生ごみ処理容器等の購入に補助金制度を設けております。

(補助金額)

生ごみ処理容器 (例：コンポスト・EM菌等使用容器)

購入価格の2分の1以内の額で、3,000円を限度。

電気式生ごみ処理機 (例：乾燥式・バイオ式)

購入価格の2分の1以内の額で、25,000円を限度。



お電話一本で予約受付致します。

補助金希望の方は事前に環境保全課へお問い合わせください。

生ごみを堆肥にするんじゃ。たくさんの応募待ってござ。



● 手続き方法など詳しくは ● 上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

鳴門税務署からのお知らせ 消費税インボイス制度説明会について

開催日程等

説明会は**事前予約制**ですので、お電話による申込みが必要です。

▶ インボイス制度説明会（消費税の仕組みから知りたい方向け）

開催日時	開催場所	定員	内容
令和4年6月23日(木) 10:00~11:30	鳴門税務署 大会議室	24名	・消費税の基本的な仕組み ・インボイス制度の概要

▶ 登録申請相談会（インボイス制度説明会）

開催日時	開催場所	定員	内容
令和4年6月23日(木) 13:30~15:00	鳴門税務署 大会議室	24名	・インボイス制度の概要 ・登録申請方法（スマートフォン及びマイナンバーカードをご持参いただければ、申請手続をサポートいたします。）

お問い合わせ先

鳴門市撫養町南浜字東浜39番地3 鳴門税務署 法人課税第1部門
☎088-685-4101（代表）内線22
電話によるお問い合わせの際には、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

- ※1 新型コロナウイルス感染症の状況等により、中止又は延期する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ※2 感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いいたします。
- ※3 説明会場の駐車場には限りがございます。ご来場の際には、公共交通機関等をご利用ください。

今月の納付期限について

税務課からのお知らせ

5月は軽自動車税と自動車税の納付月です。
納期限は5月31日（火曜日）です。
納期限内にお納めくださいますようお願いいたします。
口座振替の方は、5月31日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いします。
※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

●口座振替

口座振替の手続き

通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込み下さい。

ご利用いただける町税

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

取扱金融機関

阿波銀行、徳島大正銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

- お問い合わせ ● (軽自動車税) 上板町役場 税務課 ☎088-694-6807
(自動車税) 東部県税局自動車税庁舎 ☎088-641-2323

国民健康保険税についてお知らせ

よくある質問

質問 国民健康保険から社会保険に切り替えたのに、まだ国民健康保険税の請求書が届きます。二重払いになるのでは？

回答 国民健康保険の資格喪失手続きは、お済みですか？
手続きをまだされていない方は、職場の健康保険証と国民健康保険証をお持ちの上、役場健康推進課で喪失手続きをお願いします。
世帯全員もしくは世帯の一部の人が国民健康保険をやめたときは、資格がなくなった前月までの保険税を再計算し、納め過ぎとなっている場合は、お返しします。また、不足がある場合は、納めていただくこともあります。

詳しくは、役場税務課までお問い合わせください。

- お問い合わせ ● 上板町役場 税務課 ☎088-694-6807

人権相談

上板町では法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員が、特設相談所を設け、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。令和4年5月は次のとおり予定しています。

■開催場所 上板町中央公民館（役場2階） 第1会議室

■開催日時 令和4年5月19日（木） 午後1時30分～午後4時00分

また、徳島県立人権教育啓発推進センター及び徳島地方法務局常設相談所で、インターネットでの書き込みや新型コロナウイルス感染症に関する事など、様々な相談を受け付けております。

○人権教育啓発推進センター

徳島県男女参画・人権課分室 ☎088-664-3701
徳島市東沖洲2-14沖洲マリントーミナルビル内
あいぽーと徳島

○徳島地方法務局常設相談所

徳島地方法務局人権擁護課
徳島市徳島町城内6番地6 徳島合同庁舎6階
相談時間 平日 午前8時30分から午後5時15分

電話による相談

●みんなの人権110番

全国共通ダイヤル 0570-003-110

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

●子どもの人権110番

全国共通フリーダイヤル 0120-007-110

●女性の人権ホットライン

全国共通ダイヤル 0570-070-810

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

人権擁護委員の日

皆さん、人権擁護委員制度をご存じですか。

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定めており、徳島地方法務局及び徳島県人権擁護委員連合会においても、この日を中心として、人権擁護委員制度の周知と人権思想の普及・高揚に努めています。

人権擁護委員は、人権相談所を開設しています。いじめ、嫌がらせ、インターネット上での誹謗・中傷等人権に関する問題でお困りの場合は、電話または徳島地方法務局ホームページからのインターネットによる相談をお気軽にご利用ください。

私たちの町の人権擁護委員は次の方々です。

眞木 育代（東光）

木下 堅司（門田）

板東 和子（栗ノ木北東）

平岡 富士夫（新田中）

吉田 美登子（中北）

新しい地域おこし協力隊員が着任しました！

4月11日に、杉本久尚さん（東京都より移住）が、地域おこし協力隊員に着任しました。

杉本久尚さんは、藍を通じての地域おこしをしており、現在は技の館で、葉藍の栽培研修や藍染体験指導などを行っています。

毎日元気に活動していますので、見かけた方は気軽に声をかけてあげてください。

協力隊の様々な活動を通じて上板町になじみ、阿波藍について深く学び、藍染文化の継承・発展に少しでも貢献できる、自分なりの道を見つけていきたいと思っています。よろしくお願いたします。



杉本久尚さん

緊急時に備えて戸別受信機の状態を確認しましょう！

各戸に配布している防災行政無線戸別受信機は、停電時でも情報をお伝えできるように乾電池を装着しています。正面の電池切れLEDが点灯し、放送終了後に電池残量のメッセージが流れた場合は、乾電池を交換してください。

- ① 電池切れLEDが橙色か赤色に点滅。



- ② 戸別受信機本体横の電源スイッチを「切」にする。

※見えやすいように白色で示していますが、実際の電源スイッチは黒色です。



- ③ 本体両側にある白色の突部に指をあてて軽く手前に引く。



※本体左右にある

- ④ 新しい乾電池2本を取りつけて、電池蓋を閉める。

※2本同時に新しい乾電池に交換し、「パチン」と音がするまでしっかり閉める。



- ⑤ 戸別受信機本体横の電源スイッチを「入」にする。

※約15秒待ち、TOSHIBAのロゴ横のLEDが緑色の常時点灯になれば交換終了。



戸別受信機は貸与品です。引っ越し等で使用しなくなった場合は返却してください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

上板町はエシカル消費を推進しています

フードドライブ活動に御協力をお願いします。

あまっている食品を提供してください

食べ物の支援を必要とする人たちへ届けよう

もったいない

集める → 届ける

ありがとう



もったいないを
ありがとうに♥



★取り組み時期について

受付日 令和4年5月23日(月)～27日(金)
時間 午前9時～午後4時

★持ち寄り場所

- ・上板町農村環境改善センター窓口(専用の箱を用意しています)
- ・上板町社会福祉協議会窓口(専用の箱を用意しています)

いただきたい食品

- ☆賞味期限が1ヶ月以上残っているもの ※期限が記されているもの
- ☆常温で保存できるもの
- ・お米、めん類、小麦粉など ・調味料(みそ、しょうゆ、マヨネーズ)
- ・保存食品(かんづめ、おもち など) ・おかし類 ・インスタント食品
- ・レトルト食品 ・のり ・お茶づけ ・ふりかけ ・お茶
- ・コーヒー ・こう茶

受付できない食品

- ・賞味期限が1ヶ月を切っているもの
- ・開いているもの
- ・生鮮食品(野菜・魚など)
- ・アルコール類は受付しません。

★届けるところ

・フードバンクとくしまを通じて福祉施設などに提供されます。

提供された食品を受け取りたい方は社会福祉協議会にお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806 上板町社会福祉協議会 ☎088-694-6155



認知症になっても安心して 自分らしい生活を続けるために



認知症は誰でもなる可能性がある脳の病気です

認知症支援事業等一覧

①認知症初期集中支援チーム

上板町地域包括支援センター ☎088-694-5597

認知症初期集中支援チームは、医療・介護の職員がチームとしてご自宅を訪問し、医療受診や介護サービスの調整を行うチームです。包括支援センターを通じて利用できます。

②緊急連絡装置の貸与

上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

日常生活動作に支障があるひとり暮らし高齢者の安全・安心を確保するため、急病や転倒時などの緊急時にボタンを押すだけで看護師等専門家が24時間常駐するコールセンターへ通報できる装置の貸与を行う事業です。

貸与の対象者 本事業の利用対象者は、おおむね65歳以上のひとり暮らし又は、これに準ずる世帯で定期的に安否の確認を行う必要があると認められる方です。

利用者の費用負担 原則として無料です。 ※但し、緊急通報装置を使用するに当たっての必要な電気、電話料金及び緊急装置の移設等の費用は利用者負担となりますのでご了承ください。

緊急時連絡先等の登録 申請の際、緊急時の連絡先や協力員（ご近所の方）の登録が必要です。

※なお、登録された協力員の方には必要に応じて利用者の状況確認や救助活動のご協力をお願いする事がありますが、法的な責任や義務を負うものではありません。

③配食サービス

上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

食事の調理が困難な高齢者等に対して、町が委託した事業者が夕食を自宅まで配達し、安否確認を行います。

利用対象者

- (1) おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者
- (2) 世帯の構成員全員がおおむね65歳以上の高齢者世帯
※ (1)、(2) について、同一敷地内で親族等が居住している場合は該当しません。
- (3) ホームヘルパー派遣世帯等で町長が必要と認めた者
- (4) 一人暮らし又はそれに準ずる世帯で身体障がい者手帳を有している方
- (5) その他、高齢者サービス調整チームで適当と認められた方

利用者の費用負担 1回 400円

利用回数 月曜日から土曜日までの週6回以内（祝祭日、年末年始は変更する場合があります。）

手続き方法 上板町地域包括支援センター職員が自宅を訪問し、状況確認を行い、申請手続きを行います。

④日常生活自立支援事業

上板町社会福祉協議会 ☎088-694-6155

自分ひとりで契約等の判断を行うことが不安な方やお金の管理に困っている方に、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理の支援を行うものです。

※利用には審査が必要になります。詳しくは上板町社会福祉協議会にご連絡ください。

P15～P18までは抜き取って保管ができます。

ケアパスとは「ケアの流れ」
認知症の症状に応じた適切なサービスの流れを
意味します。

【お問合せ】 上板町地域包括支援センター
☎088-694-5597

軽度	中等度	重度
見守りがあれば日常生活は自立している状態	日常生活に手助けや介護が必要な状態	常に介護が必要な状態
<input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しくなります <input type="checkbox"/> 時間や曜日だけでなく季節や年次もあやふやになります <input type="checkbox"/> 手順の多い料理や作業ができなくなります	<input type="checkbox"/> 服の着替えが困難になります <input type="checkbox"/> ご家族を他人と間違えます <input type="checkbox"/> 徘徊して道に迷います <input type="checkbox"/> 「ものを盗まれた」などの被害妄想が増えます	<input type="checkbox"/> 飲食、排泄、入浴などの日々の行為が難しくなります <input type="checkbox"/> 寝たきりでの生活が増えます <input type="checkbox"/> 言葉による意思表示が減ります

です。(認知症初期集中支援チームを設置しています) 上板町地域包括支援センター ☎088-694-5597

地域包括支援センターにご相談の上、申請をお願いします。上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

訪問診療・訪問歯科

- ・デイケア（1事業所）
- ・訪問リハビリ（1事業所）
- ・ショートステイ（3事業所）

詳しい情報は板野郡医師会のHP【板野郡介護マップ】→
【上板町介護支援マップ】をご覧ください。



援センターによる見守り支援

P15 ②へ 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

P15 ③へ 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

りを推進する活動など地域を豊かにする各種活動等に取り組んでいます。町内に17クラブあります。東老人集会所の5カ所でそれぞれ活動しています。

を生かした生きがい教室・健康づくり教室 上板町社会福祉協議会 ☎088-694-6155

集う場所です。

※利用には審査があります。 P15 ④へ 上板町社会福祉協議会 ☎088-694-6155

※利用は条件を満たされている方に限ります。 P18 ⑤へ 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

※利用は条件を満たされている方に限ります。 P18 ⑥へ 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

※利用は条件を満たされている方に限ります。 P18 ⑦へ 上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

※利用は条件を満たされている方に限ります。 P18 ⑧へ 上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

提供される高齢者向け施設

*グループホーム
認知症の人が共同生活する住居

*特別養護老人ホーム
常時介護が必要な人の生活支援を提供する施設

上板町 認知症ケアパス

		何かおかしい・・・	軽度認知障害 (MCI)
認知症の進行		認知症の疑いがある状態	軽い症状はあっても日常生活は自立している状態
この時期の本人の様子や症状 		<input type="checkbox"/> もの忘れをしても、ご本人にその自覚がある <input type="checkbox"/> 「あれ」「それ」など代名詞が増えます <input type="checkbox"/> ヒントがあれば思い出します	<input type="checkbox"/> 同じことを何回も聞きます <input type="checkbox"/> さがしものが増えます <input type="checkbox"/> 買い物の支払いや事務処理でのミスが増えます <input type="checkbox"/> 意欲や自信が減退します
症状の進行にあわせたサービス	相談	気になった時は、お気軽にご相談ください 上板町地域包括支援センター 高齢者の介護・生活・福祉に関する相談窓口 認知症初期集中支援チーム P15 ①へ 上板町役場健康推進課 介護保険申請先です。 ※かかりつけ医や上板町	
	医療	かかりつけ医や認知症専門医・歯科医・薬局の専門的な知識・治療の提供をします 上板町役場健康推進課 介護保険申請先です。 ※かかりつけ医や上板町 上板町役場健康推進課 介護保険申請先です。 ※かかりつけ医や上板町 藍里病院(徳島県認知症サポート医)	
	介護	ケアマネージャーを中心にご本人やご家族の状態に応じたサービスの利用について相談できます 介護保険で利用できる町内の在宅サービス(介護認定が必要です)	・ヘルパー (4事業所) ・訪問看護 (1事業所) ・デイサービス (6事業所)
	みまもり	地域のボランティアや民生委員、民間企業で地域の見守りを強化しています 緊急連絡装置の貸与 ※利用は条件を満たされている方に限ります。 配食サービス ※利用は条件を満たされている方に限ります。	
	社会参加	自宅に閉じこもらず地域へ出向く行動をしましょう 老人クラブや、地域の通いの場等に参加してみましょう。 *老人クラブは、およそ60歳以上の方が参加し、社会奉仕活動や健康づく *通いの場は、西老人集会所、南老人集会所、西分老人集会所、椎本集会所、上板町社会福祉協議会 ☎088-694-6155	
	予防	自宅でできる予防は勿論、地域の教室なども活用しましょう 生きがいデイサービス・介護予防教室・いきいき百歳体操(通いの場)・趣味 認知症カフェ 上板町地域包括支援センター ☎088-694-5597 *認知症カフェは、認知症の方とご家族、地域住民など誰もが参加でき	
	生活支援	町の支援事業をご活用ください 日常生活自立支援事業 上板町高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業 高齢者等見守りシール交付事業 ふれあい回収事業 思いやり収集事業	
	住まい	認知症の進行に適した入居施設 *軽費老人ホーム(ケアハウス) 年齢や家庭環境等により自立した生活を営むことに不安がある方が入居できる施設 *有料老人ホーム 食事の提供や介護などのサービスが	

認知症支援事業等一覧

⑤上板町高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業

上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

自らの移動手段の確保が困難な高齢者の方がバスまたはタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。

利用対象者 上板町に住所を有し、かつ在宅で生活する65歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 満75歳以上の方
- (2) 運転免許証を自主返納した方及び、取得しておらず現在、運転資格を有していない方（誓約書の記入をもって運転経歴証明書は不要となります）

助成内容 年額6,000円分の助成券を以下から選択できます。

- (1) バス料金助成券のみ 6,000円分
- (2) タクシー料金助成券のみ 6,000円分
- (3) バスとタクシー料金助成券 バス 3,000円分 タクシー 3,000円分

手続き方法

対象者又は代理人が申請書に必要事項を記入し、上板町役場 健康推進課へ提出してください。

※ 申請の際は、本人確認書類（健康保険証等）を持参してください。

なお、代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類を持参してください。

⑥高齢者等見守りシール交付

上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

認知症等により外出後、行方が分からなくなるおそれのある高齢者の早期発見、保護を目的とし、高齢者等見守りシールを交付します。

利用対象者 町内に住所を有する在宅の高齢者又は初老期における認知症と診断された人で、外出後行方がわからなくなるおそれがある人（介護者及び家族からの申請により配布します。）

交付枚数 対象者1人あたり40枚

利用者の費用負担 費用は、無料です（見守りシールの追加交付を希望する方は実費を負担いただきます。）

手続き方法 上板町見守りシール交付事業利用〔新規・変更〕申請書に必要事項をご記入の上、上板町役場 健康推進課窓口にお申込みください。

⑦ふれあい回収事業

上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

大型ごみの回収は原則としてリサイクルセンターで決められた日時に行っていますが、自らが指定場所まで大型ごみを持ち出すことが出来ない方々を対象に、大型ごみを排出者宅前まで直接回収に行くサービスです。

対象世帯 次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難である方

- (1) 70歳以上のみの世帯
- (2) 心身に障害のある方が同居している世帯（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定区分4・5）

手続き方法 ※利用には申請が必要になります。詳しくは上板町役場 環境保全課にご連絡ください。

⑧思いやり収集事業

上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

高齢者等ごみ出し支援事業として、家庭ごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象にご自宅まで家庭ごみの収集にお伺いし、希望者にはごみが出ていない場合にお声をお掛けして、安否確認を行うサービスです。

対象世帯 町内に親族が不在である。又は近隣在住者等の協力を得ることができない等、自力でごみ等を排出することが困難である次のいずれかに該当する方

- (1) 80歳以上のみの世帯
- (2) 65歳以上で要介護2以上の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳の1級もしくは2級の交付を受けている方
- (4) 療育手帳のA1もしくはA2の交付を受けている方

注：対象要件を満たしていても、自分（家族）で買い物に行っているなど、ごみ出しができる判断される場合には、利用対象外となります。

手続き方法 利用は条件を満たされている方に限ります。詳しくは上板町役場 環境保全課にご連絡ください。

令和5年4月分より水道料金を改定します

～上板町の水道事業について 上板町水道事業の未来のために～

上板町では、水道事業を維持していくため、令和5年4月分より水道料金を改定します。平成4年以来、30年ぶりの改定となります。※下図参照

基本料金(10㎡まで)+メーター使用料		超過料金(1㎡につき)	
現行	改定	現行	改定
1,000円+50円	1,500円+50円	130円	180円

※一般用、口径13ミリで契約の場合の1月あたりの料金単価。消費税別
〔上板町議会 令和4年第1回定例会 議決〕

料金改定にあたり、料金水準を検討するため、町内水道需要者と学識経験者より組織される上板町水道事業運営審議会に水道事業経営のあり方について諮問し、去る令和3年5月に答申をいただきました。この答申の内容について、要約して記載します。

1 審議事項

(1) 水道料金の改定について

今後上板町の水道事業の状況は、給水人口の減少のほか、節水意識の定着、節水機器の普及等により給水収益の増収が見込めない中、新たな深井戸水源地の確保や次第に老朽化する水道管、電気計装設備など水道施設の更新や南海トラフ地震に備えた基幹管路及び災害時重要ルートへの耐震化などの整備を進めていかなければならない状況となっている。

財政状況については、令和3年度から13年間の経営見通しである財政シミュレーションによると、現行の料金水準を維持した場合、令和6年度には赤字経営に陥る状況が見込まれている。

このような財政状況を改善するためには、より一層の経費削減などの経営努力を行うと同時に給水収益の増加を図る必要があり、健全経営、独立採算の事業収益の確立に向けて、水道料金の改定はやむを得ないと判断する。

(2) 料金の改定期期について

単年度純利益の継続に向けての料金改定は、一刻も早い執行が望まれる。しかしながら、コロナ禍の中であり、料金改定に関しては水道利用者への十分な周知期間が必要である。前述の赤字経営が見込まれる令和6年度から逆算して、令和5年4月分水道料金より料金改定することが望ましい。

(3) 料金の改定幅について

将来にわたり安定的に水道事業を継続していくためには、単年度純利益の継続かつ運転資金については将来の投資財源を確保し、また事故や災害などの万一に備えられるよう資金を確保していく必要がある。財政シミュレーションによると給水収益が年1%減収している状況において、水源地開発及び電気計装設備更新費の総額6億円、さらに老朽水道管の更新並びに耐震化事業をこれから継続的に実施することを踏まえた、長期安定的な料金を維持するため、改定幅として、40%～47%の増収を想定し、水道料金負担がより公平となるような料金体系に平準化することが望ましい。

(4) 料金体系・基本水量について

料金体系は、利用者からの理解のしやすさから、現行の料金体系を継続することが望ましい。

基本水量については、給水人口の減少が見込まれる中、安定した給水収益を得るため、また水道事業開始以来10㎡を維持してきており、利用者の混乱を避けるためにも現行の10㎡を維持することが望ましい。

2 付帯意見

(1) 経営努力について

水道事業の経営にあたっては、これまでの経営努力にとどまることなく、今後もさらなる経営の効率化に努め、適正かつ健全な経営の継続を図ること。

(2) 料金改定の周知について

料金改定にあたっては、改定の必要性などについて利用者には十分説明する必要があり、改定内容については、ホームページや広報への掲載等により、分かりやすく周知すること。

(3) 料金の今後の見直しについて

令和15年度までの長期スパンに対する財政シミュレーションをもとに水道料金等のあり方について検討したが、今後においては、将来を見据えた中長期的な財政シミュレーションの見直しを定期的に行い、水道事業経営の状況を継続的に把握するとともに、料金体系を含めた適正な料金水準の検討を行っていく必要がある。

今回は、上記答申に至った上板町の水道事業経営の現状について、資料をつけて説明しますから、ご高覧ください。

■問い合わせ先

板野郡上板町七條字経塚42番地 上板町水道課 ☎088-694-6817 FAX088-637-6075
メールkamiita-suidou@crux.ocn.ne.jp

保健師からののお知らせです



1 「各種集団がん検診」について

- 実施日 令和4年6月24日(金)
- 受付時間 8時30分～11時(時間予約制)
- 受付場所 上板町保健相談センター

■検診内容

検診項目	検診内容	自己負担金	対象者
胃がん検診	バリウム検査	1,000円	40歳以上
大腸がん検診	便潜血検査2日法	500円	
肺がん検診	胸部X線撮影	無料	

- 申込み 受診を希望される方は5月27日(金)までにお申し込み下さい。
- 申込先 保健相談センター・保健師まで 電話(088-694-3344)にてお申し込みください。
*次回の検診日は10月21日(金)、12月20日(火)の予定です。

2 高齢者の肺炎球菌予防接種の費用助成について

肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌に起因する肺炎の発症及び重症化を予防するためのものです。

今年度助成の対象となる方へは、4月に個別通知を送付しています。接種を希望する方はかかりつけ医療機関へ申し込んでください。 **(※要予約)**

(1) 定期接種対象者

上板町に住民票があり接種を希望する方で、

下記①～②に該当する方のうち、今までに肺炎球菌ワクチン接種を受けたことのない方。

① 令和4年度に下記年齢になる方

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和32年4月2日生～昭和33年4月1日生	85歳	昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生
70歳	昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生	90歳	昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生
75歳	昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生	95歳	昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生
80歳	昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生	100歳	大正11年4月2日生～大正12年4月1日生

- ② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

(2) 自己負担額 4,000円（接種費用から公費負担を除いた金額です。）

※ただし、生活保護世帯の方は町が発行する「高齢者の肺炎球菌予防接種費用免除券」を発行しますので、下記お問い合わせ先までお申し出ください。

(3) 接種可能期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※ 町からの費用助成の対象となるのは、この期間中の1人1回のみです。
この期間に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種（全額自己負担）となりますので、ご注意ください。

(4) 新型コロナウイルスワクチン予防接種との接種間隔について

新型コロナウイルスワクチン予防接種の前後2週間は他の予防接種を受けることができません。ご注意ください。

(5) 通知を紛失した場合、下記までお問い合わせください。**3 新型コロナウイルスワクチン予防接種（3回目）について****① 対象者**

2回目接種から原則6月以上経過しており、接種日時点で12歳以上の方

② 予診票（追加接種用）及び予防接種済証の発送について

接種可能時期に予診票（追加接種用）及び予防接種済証を発送します。

※追加接種（3回目接種）で使用する予診票にはあらかじめ接種券が印字された状態で届きますので、

※1回目・2回目接種と異なりシール状のものではありません。

※2回目のワクチン接種後に上板町へ転入された方は、上板町で接種記録を確認できないため、1回目・2回目の接種済証をご持参のうえ上板町保健相談センターにお越しください。予診票（追加接種用）及び予防接種済証を発行いたします。

2回目の接種から8か月を経過しても予診票等が届かない場合は、上板町保健相談センター（☎088-694-3344）へお問い合わせください。

③ ワクチンの種類について

3回目接種（追加接種）に使用するワクチンは、1回目・2回目接種（初回接種）に用いたワクチンの種類に関わらず、ファイザー社またはモデルナ社（mRNAワクチン）を用いることが適当であるとされています。

追加接種において、初回接種で使用したワクチンと異なるワクチンを使用すること（交接種を伴う追加接種）の効果や安全性を評価した米国の研究によれば、交接種を伴う追加接種の抗体価の上昇は良好であること、また、副反応に関しては、初回接種で報告されたものと同程度であり、交接種と同種接種で差がなかったと報告されています。



④ 上板町内でのワクチン接種場所

※接種医療機関へのご予約に関するお問い合わせはご遠慮ください。

●接種医療機関

- 井内内科 (上板町椎本字椎ノ宮231-1)
 - 井関クリニック (上板町椎本字椎ノ宮314-1)
 - 友成医院 (上板町七條字山ノ神22-1)
 - 野田医院 (上板町鍛冶屋原字西北原18)
- ※集団接種は2月26日をもって終了しました。



⑤ 予約方法（上板町内の接種場所で接種する場合）

予約方法は3通りあります。

【インターネットで予約をする。(24時間受付可能)】

右のQRコードを読み取るか上板町のホームページよりアクセスしてください。



【電話で予約をする。】

コールセンター：☎088-624-9833
 受付時間：8：30～17：30（土日祝日を含む）

【役場に来て予約をする。(代理入力)】

※上記の予約方法での予約が困難な方は、上板町保健相談センターで予約入力代行を行います。

対応時間：平日8：30～17：00

※予約には「接種券が印字された予診票(追加接種用)」に記載されている「接種券番号」が必要です。

※希望する接種日の3日前までは、予約受付可能です。(ただし、予約枠がある場合に限りです。)

⑥ 上板町外でのワクチン接種

- ・入院・入所中の医療機関や施設でワクチンを受ける方 → 医療機関や施設でご相談ください。
- ・基礎疾患で治療中の上板町外の医療機関でワクチンを受ける方 → 医療機関でご相談ください。
- ・お住まいが住所地（上板町）と異なる方
 → 実際にお住まいの地域でワクチンを受けられる場合があります。
 実際にお住まいの市町村の相談窓口にお問い合わせください。

⑦ ワクチン接種当日の注意点

<当日の持ち物>

- ・上板町保健相談センターから届いた黄色の封筒の中身一式
- ・本人確認書類（健康保険証または運転免許証またはマイナンバーカード等）

・封筒には、「接種券が印字された予診票(追加接種用)」と「予防接種済証」が同封されています。
 紛失しないように大切に保管ください。

※「**予防接種済証**」は接種後も大切に保管ください。

- ・接種前にご自宅等で体温を測定し、明らかな発熱がある場合や体調が悪い場合などは、接種を控え、コールセンターや予約した市町村の窓口、医療機関にご連絡ください。
- ・ワクチン接種の際に速やかに肩を出せる服装でお越しください。

令和4年度 上板町 各種健康診査について(予定)

- 町民の皆様、自分の健康管理やがんの早期発見のために、1年に1回は下記の健(検)診を受けましょう。
- 下記の予定表から、「どこでどの健診を受けるか」計画を立ててお申し込み下さい。
- 1年に2度、同じ内容の健(検)診を受けることのないようご注意ください。

1 集団検診 (各種がん検診)

●印が受診できる検診です。全て時間予約制です。

検診日・受付時間	予約開始日(予定)	胃がん	結核・肺がん	大腸がん	特定健診	頸部エコー	乳がん	骨粗鬆症
6月24日(金) 8:30~11:00	予約受付中	●	●	●				
7月5日(火) 13:30~16:30	6/13(月)~					●		
8月27日(土) 9:00~11:30	7/11(月)~						●	●
10月21日(金) 8:30~11:00	8/17(水)~	●	●	●	●			
10月25日(火) 9:00~10:00	8/17(水)~			●				
11月22日(火) 9:00~11:30	10/11(火)~						●	●
12月20日(火) 8:30~11:00	10/11(火)~	●	●	●	●		●	
1月13日(金) 9:00~10:00	12/12(月)~			●		●		
検査方法		胃部エックス線検査	胸部レントゲン検査、喀痰検査(※該当者のみ)	便潜血反応検査(2日法)	身体計測、血液検査、尿検査、医師の診察	頸部超音波検査	マンモグラフィ撮影	骨粗鬆症検診
対象者		40歳以上	40歳以上(喀痰検査は50歳以上)	40歳以上	40歳以上(※受診券が必要です)	20歳以上	40歳以上の女性(2年に1回)	40歳以上の女性
自己負担金		1,000円	無料(喀痰検査は500円)	500円	1,000円	3,300円	1,500円	500円
検診実施場所	上板町保健相談センター (※都合により変更させて頂く場合がありますので、「広報かみいた」をご確認ください。)							
周知方法	「広報かみいた」、防災無線にて周知・募集します。							
申し込み先	上板町役場 健康推進課 保健相談センター 保健師 ☎088-694-3344							

2 町内巡回結核・肺がん検診 (町内各地を検診車が巡回します。)

検診日	受付時間	検査方法	対象者	自己負担金	実施場所
9月21日(水)	9:00~15:30	胸部レントゲン検査、 喀痰検査 (※該当者のみ)	40歳以上 (喀痰検査は50歳以上)	無料 (喀痰検査は500円)	検診場所については「広報かみいた」9月号、防災無線にてお知らせします。
9月22日(木)					
9月27日(火)					
9月29日(木)					

●お問い合わせ● 上板町役場 健康推進課 保健相談センター ☎088-694-3344

3 個別検診（医療機関で実施します。）

(1) 町内の契約医療機関で下記の検診を実施しています。

検診名	検診期間 (医院の診療時間)	検査方法	対象者	自己負担金	検診実施場所
肝炎ウイルス検査	8月1日(月) } 12月26日(月)	血液検査 (B型C型肝炎 抗体検査)	40歳以上で過去 に一度も検査を受 けていない方	800円	町内契約医療機関 (医院の診療時間内)
前立腺がん検診		血液検査 (PSA検査)	50歳以上の男性	500円	

* 特定健康診査と同時に受けることができます。期間内に直接医院で受けて下さい。

(2) 県内の広域医療機関で下記の検診を実施しています。

検診名	検診期間 (医院の診療時間)	検査方法	受診間隔	対象者	自己負担金	検診実施場所
胃がん検診	6月1日(水) } 3月31日(金)	胃内視鏡検診	2年に 1回	50歳以上	4,100円	県内広域医療機関 ※休日・検診時間等につ いては、各医療機 関にお問い合わせ下 さい。
乳がん検診		視触診・マンモ グラフィ撮影		40歳以上 の女性	1,500円	
子宮頸がん検診		子宮頸部 細胞診		20歳以上 の女性	1,200円	

* 受診を希望される方は、上板町保健相談センター（☎088-694-3344）までお問い合わせください。

* 問診票等を郵送または保健相談センター窓口にてお渡しします。

(3) 特定健康診査

検診期間	検診内容	対象者	自己負担金	検診実施場所
7月1日～ 1月31日	身体計測、血液検 査、尿検査、医師 の診察	40歳～74歳	1,000円	県内広域医療機関 ※休日・検診時間等につ いては、各 医療機関にお問い合わせ下さい。

* 各保険者が実施主体です。受けるには、**受診券が必要です。**

* 国保加入者の受診券配布時期は7月上旬です。受診券が届いたら、早めに受診しましょう。

4 JA一日日帰り人間ドック

徳島県農村健康管理センターにおいて、一日日帰り人間ドックを実施しています。人間ドックを受けられた方は、上記の検診と重複受診することがないようにして下さい。

5 国保人間ドック・脳ドック（申込み期間：令和4年5月31日(火)まで）

国保の被保険者を対象に人間ドック・脳ドック助成事業を実施しています。人間ドックは、8月～1月実施、定員180人。脳ドックは、12月～1月実施、定員15人（申込みが定員を超えた場合は、抽選）です。上記の検診と重複受診することがないようにして下さい。（申込み先：上板町役場 健康推進課 694-6810）

5月 保健行事予定表

I 健康相談・健康教育

月日	時間	場所	内容	担当
5/10	13:30~15:00	保健相談センター	個別健康相談	保健師・管理栄養士
6/7	13:30~15:00	保健相談センター	個別健康相談・健康教育	保健師・管理栄養士・理学療法士

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、日程を変更又は中止させていただく場合があります。その際は、電話や個別通知等でご連絡させていただきます。

II 乳幼児健康診査

1. のびのび子育て教室

月日	受付時間	場所	内容	該当者
5/13	9:50~10:00	保健相談センター	離乳食教室、赤ちゃんの成長発達・事故予防・予防接種について	令和3年11月14日~令和4年2月27日生

2. 3歳児健康診査

月日	受付時間	場所	内容	該当者
5/18	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、尿検査、発達・育児・歯科・栄養相談	平成30年9月1日~平成30年11月30日生

3. 2歳児歯科健康診査・フッ素塗布

月日	受付時間	場所	内容	該当者
5/26	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、身体測定、歯科診察、フッ素塗布、歯科・育児・栄養相談	令和元年9月1日~令和元年12月31日生

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、日程を変更又は中止させていただく場合があります。その際は、電話や個別通知等でご連絡させていただきます。



● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 保健相談センター ☎088-694-3344

令和4年5・6月分

(5/1~6/10まで)

在宅当番医

市外局番は(088)です。

■ 担当時間 ■ 平日 18:00 ~ 22:00 休日 9:00 ~ 22:00

5月	1(日)	たかた整形外科・せぼねクリニック	698-8689
	2(月)	かまだ眼科	678-8585
	3(火)	きたじま田岡病院	698-1234
	4(水)	きたじま田岡病院	698-1234
	5(木)	きたじま田岡病院	698-1234
	6(金)	上板整形外科クリニック	637-6600
	7(土)	たかた整形外科・せぼねクリニック	698-8689
	8(日)	川原眼科	694-8388
	9(月)	野田(泰)医院	694-2009
	10(火)	浦田病院	699-2921
	11(水)	芳川病院	699-5355
	12(木)	春藤内科胃腸科	699-3777
	13(金)	井上医院	699-8070
	14(土)	有住内科クリニック	698-8655
	15(日)	堀口整形外科	698-5111
	16(月)	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699-2787
	17(火)	かまだ眼科	678-8585
	18(水)	たかた整形外科・せぼねクリニック	698-8689
	19(木)	有住内科クリニック	698-8655
	20(金)	藤本クリニック	698-0303
	21(土)	越智内科胃腸科	698-3111

5月	22(日)	藤本クリニック	698-0303
	23(月)	越智内科胃腸科	698-3111
	24(火)	平野内科	698-8060
	25(水)	吉野川病院	698-6111
	26(木)	片山医院	698-2625
	27(金)	新居内科	698-8808
	28(土)	藤本クリニック	698-0303
	29(日)	越智内科胃腸科	698-3111
	30(月)	田根内科胃腸科	698-0123
	31(火)	いのもと眼科内科	698-8887
6月	1(水)	北島こどもクリニック	697-2221
	2(木)	つかさクリニック	697-2323
	3(金)	中村耳鼻咽喉科クリニック	697-3213
	4(土)	吉野川病院	698-6111
	5(日)	片山医院	698-2625
	6(月)	健生きたじまクリニック	698-9629
	7(火)	こまつばら整形外科	698-5108
	8(水)	くぼ小児科クリニック	678-7141
	9(木)	きたじま皮フ科	678-7010
	10(金)	ルナウイメンズクリニック	697-2322

担当時間以外の深夜の救急

きたじま田岡病院	698-1234	全日対応ですが、要確認
稲次病院	692-5757	水曜日、土曜日は受診前に要確認
東徳島医療センター	672-1171	対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。



ひとり悩まず『あい』に相談してみませんか

上板町子ども・若者相談支援センター『あい』は、

さまざまな悩みをお持ちの子ども・若者（概ね39歳まで）とその保護者の方などがご相談いただける場所です。どんな悩みもじっくりお聞きし、一緒に解決方法を探します。ひとりで（家庭内で）抱え込まずに、まずはご相談ください。

『あい』のご利用案内

- 場 所 上板町ふれあいセンター2階
上板町役場より西へ300メートル
上板町商工会西隣
- 受付時間 月曜日～金曜日
9:00～17:00（土・日・祝日は休み）

☆相談は、電話相談と来所（面接）相談があります。

- ・これまでの経緯や現状についてお聴きし、今後のことを一緒に考えます。
- ・定期的に来ていただいて継続してご相談をお受けします。
- ・相談者に適した相談窓口や、利用できるサービスの情報をご紹介します、おつなぎします。
- ・必要に応じて訪問支援もおこないます。

☆相談は無料です。秘密は厳守します。

匿名でも大丈夫ですので、どうぞお気軽にご相談ください。

電話相談

《受付時間》

月曜日から金曜日
午前9時から12時まで
午後1時から5時まで

☎088-637-6006



来所（面接）相談

《予約方法》（事前予約）

まずは電話で相談し、来所（面接）相談の予約をしてからお越しください。

《場所》

ふれあいセンター2階 『あい』相談室

相談したいけど、
平日は時間がとれない・・・

平日の利用が難しい方には、毎月 第4土曜日の午後7時から午後9時まで『あい』で電話相談及び来所（面接）相談を受け付けています。

※電話相談・来所（面接）相談ともに、5月27日（金）の午後5時までに事前に電話予約をお願いします

5月の相談日は、5月28日（土）です。お気軽にお電話、来所ください。

上板町消費生活相談窓口 からののお知らせ

介護保険料などの還付金詐欺にご注意！

保険事務所や役場職員を名乗り、「税金の還付金がある」「介護保険の還付金の手続きができる」などと言って、スーパーやコンビニなどのATMに誘導し、お金を振り込ませようとする不審な電話にご注意ください。

医療費などの還付金がATMで支払われることは絶対ありません。

お金がらみの電話があった場合詐欺と疑い、一旦電話を切り、家族や警察、消費生活センターへ相談しましょう。

消費生活で困ったことや不安に感じる事があれば、消費生活センターまでお気軽にご相談ください。

※対応中の場合もありますので、来庁前にお電話にてご連絡ください。

上板町消費生活相談窓口 ☎ 088-694-6816

秘密厳守・相談無料 受付 平日9:00～12:00 13:00～16:30（土・日・祝・年末年始を除く）



徳島県内にお住まいのみなさまへ

マイナンバーカードで
マイナポイント 第2弾

マイナンバーカード×キャッシュレス決済
徳島県版プレミアムポイント事業第2弾により
国のマイナポイントと合わせて

最大 **23,000** 円分
もらえます!

(マイナポイント第2弾 最大2万円分 + 徳島県版プレミアムポイント第2弾 最大3千円分)

徳島県版プレミアムポイント事業第2弾

- 要件を満たせば、国の「マイナポイント第2弾」に加え、徳島県内の対象店舗における決済サービスの利用（チャージorお買い物）に対して、**徳島県版プレミアムポイント第2弾（利用額の30%、最大3,000円分）**を取得いただけます！

実施期間

令和4年4月1日（金）～令和4年12月28日（水）

※国のマイナポイント第2弾は令和5年2月末まで

▼詳細はコチラ



徳島県版プレミアムポイント事業
第2弾ホームページ

対象者

マイナンバーカード取得者のうち、「徳島県版プレミアムポイント第1弾」の未取得者（上限額3,000円分に達していない場合を含む）

令和2年9月～令和3年2月末まで実施

「徳島県版プレミアムポイント第1弾」を取得している場合、
3,000円 - 「第1弾の取得額」 = 「第2弾の上限額」となります。

※第1弾で3,000円分のポイント取得済みの方は、第2弾の対象外となります。

対象となるキャッシュレス決済サービス



エフカマネー



au PAY
(コード支払い)



d払い



ゆめか



楽天Edy



楽天ペイアプリ



WAON

徳島県版プレミアムポイント第2弾の取得方法

STEP 1

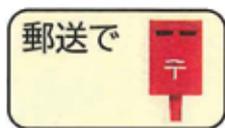
マイナンバーカードを取得しよう



マイナンバーカードはICチップが搭載されたプラスチック製の顔写真付きカードです。カードの申請が混み合うと、発行までに時間を要しますので、お早めに取得をお願いします。
 ※「マイナポイントの申込み」対象となるマイナンバーカードの申請期限は「令和4年9月末」です。申請には以下の方法があります。（「マイナポイントの申込み」には電子証明書の搭載が必要です。）



交付申請書をお持ちの方は…



マイナンバーカード
総合サイト

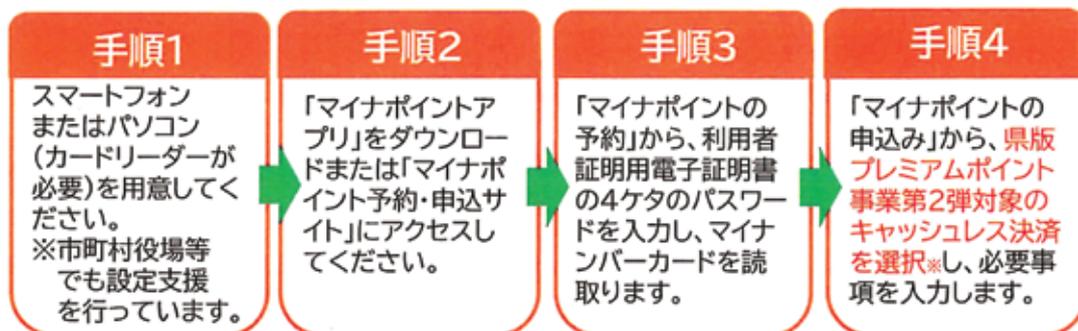
交付申請書をお持ちでない方は…

- ・マイナンバーカード総合サイトから、手書き用の交付申請書と封筒を印刷し、郵送申請ができます。
- ・市町村の窓口で交付申請書を再発行しています。再発行には本人確認書類が必要です。

このほか、自治体独自の申請サポートを実施している場合があります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

STEP 2

マイナポイントの予約・申込みをしよう



マイナポイント
予約・申込サイト

※一度選択すると変更できませんのでご注意ください。

4月以降

STEP 3

徳島県内の対象店舗でチャージorお買い物をしよう



令和4年4月以降、「マイナポイントの申込み」で選択したキャッシュレス決済により、徳島県内の対象店舗でチャージまたはお買い物をすると、「徳島県版プレミアムポイント第2弾」が付与されます。

なお、ポイントが付与される時期や対象店舗については、決済事業者により異なりますのでご注意ください。

- ※「エフカマナー」の場合は、マイナポイントの申込みで「エフカマナー」を選択し、期間中に県内の対象店舗でチャージすると、チャージ額に応じたエフカマナー残高が付与されます。
- ※「au PAY」の場合は、マイナポイントの申込みで「au PAY」を選択し、期間中に県内の対象店舗でau PAY（コード支払い）でお支払いすると、お支払額に応じたau PAY 残高が付与されます。
- ※「ゆめか」の場合は、マイナポイントの申込みで県内の住所で登録している「ゆめか」を選択し、県内の対象店舗でチャージをお願いします。
- ※「d払い」の場合は、マイナポイントの申込みで「d払い（チャージ時）」又は「d払い（お買い物時）」を選択し、期間中に県内の対象店舗でd払いでお支払いすると、お支払額に応じたdポイントが付与されます。ただし、このdポイントは期間・用途限定となります。
- ※「楽天Edy」の場合は、令和5年2月28日までに、Edy受取端末やおサイフケータイのスマートフォンなどでの受け取りをお願いします。詳しくは楽天Edyホームページをご確認ください。
- ※「楽天ペイアプリ」の場合は、楽天ペイアプリ内からのみ、マイナポイントの申込みが可能です。
- ※「WAON」の場合は、県内のイオンスタイル、ザ・ビッグ、マルナカ各店受付に、「氏名と県内在住が確認できるもの」及び、「マイナポイントの申込みを済ませたWAONカード」をご持参ください。その後、チャージすることで、上乗せ分のWAONが後日付与されます。WAONステーション、イオン銀行ATM等でお受け取りください。



ご注意ください！

- 徳島県版プレミアムポイント事業やマイナポイント事業に関し、国や県が利用者の購買履歴を把握することはありません。また、お買い物時にマイナンバーカードは使用しません。
- 徳島県版プレミアムポイントを取得するための手続の際に、12桁のマイナンバーや口座番号、口座の暗証番号、資産の情報、家族構成などの個人情報や電話で聞いたり、金銭を要求したりすることはありません。
- ▲ 当事業を謳った不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分ご注意ください。

（お問い合わせ）

徳島県版プレミアムポイント事業コールセンター

☎ 088-602-1265

平日：9時～17時（年末年始〔12/29～1/3〕除く）

徳島県／（公財）e-とくしま推進財団

技の館初！ドローンレースを開催します！！

5月3日(火) 13時～16時 ※小雨決行

技の館で初めて、ドローンレースを開催することになりました。

円形の施設を利用して、レースを行います。

ドローンレースを間近で見たい♪という方は、是非お越しください。〈入場無料〉

また、この機会にドローン操作してみたい！興味がある！という方は、トイドローンを使った体験会も同時開催いたします。〈参加無料〉

小さなお子様でも操作できますので、ご家族でお越しください。

この日は、WAZA CAFEも臨時オープンします。
(11:00～14:00)

美味しいうどんを用意していますので、お楽しみください。
(モーニング、ピザ 無し)

■日時 5月3日(火) 13:00～16:00

■場所 技の館 (上板町泉谷字原東32-4)

▶ ドローンレースの見学が出来ます。▶

▶ トイドローンの体験会も同時開催。▶

レース参加者 募集中!
(四国在住の方)

トイドローン体験会 同時開催!
ドローンに興味がある方
お子様でも、どなたでも参加OK!
<参加無料>

定員	20名 (先着順)
参加費	2,000円
エントリー期間	4月27日締切り

こちらの申込フォームから申込下さい

開催場所 〒771-1310 技の館 徳島県板野郡上板町泉谷字原東32-4

※ドローンレースの詳細、開催要項は、4月中旬以降に技の館ホームページにてご案内いたします。
ご不明点がありましたら、下記の問合せ先までご連絡下さい。
※レース会場は、室内になりますので、雨天決行です。
※新型コロナウイルス感染症の状況により、上記イベントは中止となる可能性があります。
何卒、ご理解とご了承願いますようお願い致します。

入場料無料 | イベント費用 | 会場費 | 検定 | 詳細はこちら

WAZA CAFE
〒771-1310 徳島県板野郡上板町泉谷字原東32-4
TEL: 088-637-6555 Mail: ai@wazanoyakata.com
URL: https://wazanoyakata.com

WAZA CAFE 5月の営業時間のお知らせ

WAZA CAFEでは、パンやお菓子など新メニューも続々増えています。
石窯ピザも美味しいと評判です。是非、食べにきてくださいね。

<5月のWAZA CAFE営業日>

5月1日(日)、3日(火)、7日(土)、8日(日)、14日(土)、
15日(日)、21日(土)、22日(日)、28日(土)、29日(日)
(14:30～はカフェメニューのみ。)

※5月1日のランチはわらあい市用メニューとなります。

※5月3日(火)の営業は11:00～14:00まで
(モーニング、ピザ 無し)



モーニング 8:00～11:00 (LO 10:30)
ランチ 11:00～14:30 (LO 14:00)
カフェ 11:00～16:30 (LO 16:00)

■場所 技の館<上板町泉谷字原東32-4>

問合せ先

技の館<一般社団法人ジャパングループ上板>

〒771-1310 徳島県板野郡上板町泉谷字原東32番地4

TEL:088-637-6555 / FAX:088-637-6554 Mail:ai@wazanoyakata.com

https://wazanoyakata.com

一日行政相談所 開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

新型コロナウイルス感染予防のため来庁前には検温し、マスクを着用しご来場ください。

開設日	5月18日(水)
開設時間	午後1時30分～午後3時30分
開設場所	上板町老人福祉センター

くらしの保険相談

- ・年金
- ・健康保険
- ・失業保険
- ・労災保険
- ・交通事故
- ・生命保険
- ・住宅ローン

馬道会館ではファイナンシャルプランナーによる生活に密着した各種保険相談を開催します。

疑問や不安をかかえているかた、老後の生活設計に悩んでいるかた、ぜひこの機会に相談してみませんか。

日時 令和4年5月24日(火) 午後1時30分から
相談は先着順となりますので、お早めにお申し込みください。

● 場所・お問い合わせ ●
馬道会館 上板町西分字原測18-2
☎088-694-4868

学校給食センター

春の便り「春にんじん」

春を感じ始めた3月、給食センター近くのニンジン畑で収穫がはじまっています。このあたりでの春の風物詩といった感じでしょうか。今年も甘みたっぷりの色鮮やかな町産の春にんじんを農協より直接購入しています。

去年の夏休みに募集した献立コンクールの入賞作品よりこの春にんにんにピッタリな献立を1品紹介します。

すだち香るキャロットラペ (材料4人分)

にんじん …………… 120g
ツナ缶(オイル漬け) …………… 30g
パセリ …………… 適量
上白糖 …………… 小さじ2強
塩 …………… 小さじ1/5
すだち酢 …………… 小さじ1
米酢 …………… 小さじ2弱

ポイント

にんじんは塩をふってしんなりさせるかサッと茹でてください。

ツナ缶はオイル漬けのものか、なければ水煮のものとおリーブ油などを使うと香りがよく仕上がります。

毎月19日は
食育の日



1月19日(食育の日)に実施しました。
5月には春にんじんで実施する予定です。

宮川内谷川の河川監視カメラが 一般公開されました

動画投稿サイトYouTubeで松島橋より上流方向を映した映像をリアルタイムで見ることができます。自然災害時の避難判断等にお役立てください。

●アクセス方法

YouTubeサイト内にて「宮川内谷川徳島県河川整備課」で検索、もしくは県webサイト「徳島県水防情報」内の「カメラ映像」からアクセスできます。

下記URLからもアクセスできます。

<https://www.youtube.com/watch?v=mHh38lf42jQ>



成年後見・相続・遺言無料相談会のお知らせ

「成年後見制度」とは、本人の判断能力が不十分な場合に、本人を法的に保護し、支えるための制度です。

また、相続や遺言のご相談にも応じます。お気軽にご相談ください。

■日時 6月7日(火) 午後1時～3時
※ 偶数月の第一火曜日に無料相談会を実施しています。

■場所 上板町中央公民館(上板町役場2階) 第一会議室

■お問い合わせ

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター
徳島県支部徳島県行政書士会内 ☎088-679-4440

Happy Birthday!

お誕生日おめでとう

(令和4年3月)

佐藤 友哉 佳香 稜空 男の子(神宅)

富杉 洋祐 茄奈実 桜都 女の子(七條)

北岡 諭 芙美 希絃 男の子(西分)

松村 遼祐 京香 晴空 男の子(西分)



キャッシュレスで
スマートライフ!! **あわぎんJCBデビット**
口座から直接お支払い

- ①口座直結で使いすぎ防止
- ②世界中で使える
- ③15歳以上から申込可能
- ④ポイントがもらえてお得
- ⑤利用状況をメールで確認



あわぎんJCBデビットのお申込はこちら

ご来店不要・Webで申込OK

阿波銀行 検索



AWA BANK

広告を
募集しています

掲載をご希望の方は上板町HPを
ご覧いただくか、企画防災課まで
お問い合わせください。



● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

スタンはガスエネルギーで
地域の皆さまの安心・安全な暮らし
をお支えします。

スタン徳島北事業所は、大規模災害発生時にも安定的なLPガス供給
を可能とする体制を構築、国家備蓄放出時受入れ先として、経済産業省
より『中核充填所』に認定されています。



スタン徳島北事業所(中核充填所)
〒771-1311 板野郡上板町引野字野神西 18



本社ショールーム
〒771-0138 徳島市川内町平石流通団地 21
tel 088-665-0700 / fax 088-665-5375
展示商品 TOYO KITCHEN Rinnai Paroma

STAN

毎日 **毎日牛乳**

日本酪農協同株式会社

<http://www.mainichi-milk.co.jp>

業務指令本部 / 大阪府和泉市小田町1-8-1 ☎0725(41)7111(代表)
本店 / 大阪市浪速区塩草2-9-5 ご用のお客様は、上記本部までご連絡ください。

工場 / 近畿・徳島・滋賀・広島 営業所 / 北陸・岡山・札幌・名古屋
販売部 / 近畿・四国・京滋・中国 支店 / 東京
関連会社 / 株式会社北海道酪農公社・毎日牛乳運送株式会社・中国乳業株式会社

